

成田赤十字病院運営協議会要領

(目的)

第1条 成田赤十字病院運営に関する覚書(平成10年6月23日締結)に基づき、千葉県保健医療計画において、全県域及び印旛保健医療圏における中核病院として位置づけられた成田赤十字病院の運営及びあり方について検討すると共に、成田赤十字病院を中心とした本市の地域医療の向上について協議することを目的として、成田赤十字病院運営協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) 中核病院等としての診療体制に関する事
- (2) 病診連携の充実及び地域医療の発展と福祉行政との連携に関する事。
- (3) 救急医療の受入体制に関する事。
- (4) その他、設置の目的達成に必要な事。

(組織等)

第3条 協議会は、次に掲げる委員19人をもって組織する。

- (1) 成田市 3人
- (2) 成田市議会代表 4人
- (3) 成田赤十字病院代表 8人
- (4) 成田市医師団代表 4人

2 前項の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に、会長及び副会長を置き、会長は、成田市長の職にある者とし、副会長は、会長が指名した者とする。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議等)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が座長となる。

2 会議は、第2条に規定する協議事項に関し協議し、その協議事項が、協議会設置の目的を達成するものと認めたときは、成田赤十字病院は、誠実にこれを検討し、改善を図るものとする。

3 成田赤十字病院は、検討、改善の結果を、速やかに協議会に報告するものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、成田市健康推進部地域医療政策課に置く。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 (平成10年6月23日)

この要領は、覚書を締結した日から施行する。

附 則 (平成11年2月18日)

この要領は、平成11年2月18日から施行する。

附 則 (平成11年12月22日)

この要領は、平成11年12月22日から施行する。

附 則 (平成19年11月5日)

この要領は、平成19年11月5日から施行する。

附 則 (平成20年10月15日)

この要領は、平成20年10月15日から施行する。

附 則 (平成21年7月30日)

この要領は、平成21年7月30日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年4月1日)

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

附 則 (令和7年8月7日)

この要領は、令和7年8月7日から施行する。